

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 27 年 6 月 10 日 規第 1 号

平成 28 年 1 月 29 日 規第 12 号

(目的)

第 1 条 公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター（以下「センター」という。）の定款第 15 条及び第 31 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 24 条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 12 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、役員及び評議員がその職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 役員及び評議員には、報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表 1 により支給するものとし、各常勤理事の報酬額は、理事会の承認を得て定めるものとする。
- 3 非常勤理事の報酬は、別表 2 により支給することができる。
- 4 監事の報酬は、別表 3 により支給することができる。
- 5 評議員の報酬は、別表 5 により支給することができる。
- 6 常勤理事の退職にあたっては、第 6 条の規定に基づき、退職慰労金を支給することができる。
- 7 常勤理事が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に任命され

た時は、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。また、常勤理事が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された時も同様とする。

(報酬の支給日及び方法)

第4条 常勤理事の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(退職慰労金の支給)

第6条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

2 常勤理事の退職慰労金の額は、在職1月につき、退職の日におけるその者の報酬月額（以下「退職慰労金算定基礎月額」という。）に別表4の規定による支給係数を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する支給係数は、評議員会において、その常勤理事の業績等に応じて決定するものとする。

4 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

5 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(費用)

第7条 センターは、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、役員及び評議員の報酬等の支給の基準として公表するものとする

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則(平成27年6月10日 規第1号)

本規程は、一般財団法人日本財団パラリンピックサポートセンターの設立の登記の日(平成27年5月15日)から施行する。

附則(平成28年1月19日 規第12号)

本規程は、平成28年1月29日から施行する。

別表1 常勤理事一名の報酬

月額150万円までの範囲内

別表2 非常勤理事一名の報酬

理事会及び評議員会出席の都度 一回当たり 20,000円

別表3 監事一名の報酬

理事会、評議員会及び監事監査出席の都度 一回当たり 20,000円

別表4 常勤理事退職慰労金の算出要領

(算出数式) 報酬月額×在職月数×支給係数

(支給上限) 240月

支給係数:

(1) 在職期間 2年までの者 0.0878 以内

(2) 在職期間 2年超 6年までの者 0.1170 以内

(3) 在職期間 6年を超える者 0.1463 以内

別表5 評議員一名の報酬

評議員会出席の都度 一回当たり 20,000円